



蜜蜂を飼育する皆様へ



鳥取県農林水産部畜産振興局畜産課

◎**蜜蜂を飼育する場合、養蜂振興法第三条により「蜜蜂飼育届」の提出が義務づけられています。毎年1月31日までに、管轄の農林事務所・農林局等に提出してください。**

◎**蜜蜂を飼育する際は、以下の点にご留意ください。**

①飼育地近隣住民の理解を得てください。

- ・周辺住民が刺害、糞害、熊など獣害の危険等、不安を感じる事が予想されます。隣家や道路の近くに巣箱を置かない等配慮するとともに、十分な説明をお願いします。
- ・飼育場所が自己所有地ではない場合、地権者の了解を得てください。

②飼育予定地周辺に、他の蜜蜂が飼育されていないか確認してください。

- ・飼育地周辺の蜜源が不足している場合、蜜蜂間でハチミツ等を奪うことがあります。飼育予定地周辺に他の巣箱がある場合は、十分な距離をとるなど他の飼育者の理解を得てから飼育してください。近くの巣箱が分からない場合は、お近くの農林局にご相談ください。

③蜜蜂に何らかの異変(突発的な大量死など)がありましたら、管轄の家畜保健衛生所、農林事務所、農林局等にご連絡ください。

- ・蜜蜂は伝染病（「腐蛆（ふそ）病」等）が原因で、大量に死ぬことがあります。伝染病の蔓延を防ぐため、ご協力をお願いします。

◎**蜂蜜を販売するときは、営業届出が必要です。**

- ・平成30年6月の食品衛生法改正により、蜂蜜を販売する場合は営業届出が必要になりました。HACCPに沿った衛生管理を実施するとともに、販売を行う場合は最寄りの保健所へ届出をしてください。



安心して蜜蜂を飼育するために、
皆様のご協力をお願いします。



蜜蜂の飼育に関する窓口

<飼育届、転飼許可申請等養蜂振興に関する窓口>

飼育者の住所	窓 口
鳥取市、岩美郡	東部農林事務所 農業振興課 〒680-0061 鳥取市立川町六丁目 1 7 6 (電話) 0857-20-3553
八頭郡	東部農林事務所 八頭事務所 農林業振興課 農業振興室 〒680-0461 八頭郡八頭町郡家 1 0 0 (電話) 0858-72-3816
倉吉市、東伯郡	中部総合事務所 農林局 農業振興課 〒682-0802 倉吉市東巖城町 2 (電話) 0858-23-3163
米子市、境港市、西伯郡	西部総合事務所 農林局 農林業振興課 〒683-0054 鳥取県米子市糺町一丁目 1 6 0 (電話) 0859-31-9643
日野郡	西部総合事務所 日野振興センター 日野振興局 農林業振興課 農業振興室 〒689-4503 日野郡日野町根雨 1 4 0 - 1 (電話) 0859-72-2004

<腐蛆病検査、伝染病等衛生に関する窓口>

飼育者の住所	窓 口
鳥取市、岩美郡、八頭郡	鳥取家畜保健衛生所 〒680-1132 鳥取市国安 2 1 0 (電話) 0857-53-2240
倉吉市、東伯郡	倉吉家畜保健衛生所 〒682-0017 倉吉市清谷町二丁目 1 3 2 (電話) 0858-26-3341
米子市、境港市、西伯郡、日野郡	西部家畜保健衛生所 〒689-4213 西伯郡伯耆町金屋谷 1 5 4 0 - 1 7 (電話) 0859-62-0140